

【補註10】 *Saṅkassa* (サンカッサ)

[0] サンカッサ (P. *Saṅkassa*, Skt. *Saṅkāśya*) は釈尊が三十三天に上って雨安居を過ごし、母のマーヤー (摩耶) 夫人のために法を説いた後、帝釈天の作った「三道宝階」によって下界に下られた場所として知られる。しかしこのことについてはパーリの原始仏教聖典には言及がないので、おそらく古い伝承ではないであろう。ちなみに釈尊の雨安居地伝承はこれを成道7年とするが、これも信頼できないのはいうまでもない。

しかし『法顕伝』⁽¹⁾ や『大唐西域記』⁽²⁾ (中国古典文学大系本 p.158 下以下) にも記述され、サンカッサに比定される、ガンジス河沿いの町 *Fatehgarh* から西にほぼ直線距離で 30 キロメートルのところにある、現在 *Sankisa* (*Saṅkisā*) と呼ばれる寒村にはアショーカ王の石柱が残されており、正確なことは分らないが⁽³⁾、おそらくこれを記念して建てられたものであろうから、この伝承は少なくともアショーカ王以前には遡るであろう。

(1) 東洋文庫本 p.059、大正 51 p.859 下

(2) 中国古典文学大系本 p.158、大正 51 p.893 上。また橋賞彌国 (コーサンビー) の驛陀衍那 (ウダヤナ) 王が、釈尊が天界におられる間に仏像を作ったことを伝える記事 (大正 51 p.898 上; 中国古典文学大系本 p.178) にも語られている。

(3) このアショーカ王の石柱は象の像がある柱頭部分のみで、碑文があったであろう根元の部分が失われている。したがって塚本啓祥『インド仏教碑銘の研究 I』の *Saṅkisā* の項においても、この碑銘についての紹介はない。しかし『法顕伝』はこの伝承に敬信して石柱を立てたとしている。ただし師子の像であったとする。

[1] ‘*Saṅkassa*’ の漢訳名としては以下のものが知られる。

[1-1] A 文献資料には次のような訳語が見いだされる。

僧迦舍：『雑阿含』506 (大正 02 p.134 上)、『雑阿含』604 (大正 02 p.167 下)

僧迦尸：『五分律』「波羅夷 001」 (大正 22 p.002 中)、『増一阿含』036-005 (大正 02 p.707 下)

僧迦奢：『雑阿含』604 (大正 02 p.169 下)

僧伽施：『僧祇律』「威儀法」 (大正 22 p.508 中)⁽¹⁾

僧伽除：『四分律』「七百集法毘尼」 (大正 22 p.969 中)

薩寒若：『十誦律』「七百比丘集滅惡法品」 (大正 23 p.451 上)

なお上記『十誦律』には、「僧伽遮」という語も見いだされるが、これは「摩偷羅国僧伽遮僧伽藍」とするからサンカッサとは異なる地名である。

(1) 「名水あり。巴連弗邑に輪奴水あり、王舎城に温泉水あり、波羅奈城に佛遊行池水あり、瞻婆國に恒水あり、舎衛城に石蜜水あり、沙祇國に懸注水あり、僧伽施國に石蜜水あり、摩偷羅國に遥扶那水あるが如し。このような水で脚や手面や鉢を洗ってはならない」とするものであって、このうちの「僧伽施」がサンカッサをさすという確証はない。

[1-2] B 文献資料およびその他の資料には以下のような漢訳語が見いだされる。

僧羯世：『根本有部律』「雜事 (七百結集事)」 (大正 24 p.413 中)

またその他の資料にも次のような訳語が見いだされる。これらは赤沼智善編『印度仏教固有名詞辞典』(p.586) に記載されたものである。

僧柯奢 (翻光明)：『阿育王經』卷 3 (大正 50 140 中)

僧伽尸沙：『阿育王傳』卷 2 (大正 50 p.105 中)⁽¹⁾

僧伽尸：『翻梵語』卷 8 (大正 54 p.1034 下)

僧伽舍：『翻梵語』卷 8 (大正 54 p.1034 下)

桑迦尸：『八大靈塔名号經』 (大正 32 p.773 上)

なお漢訳語として、『阿育王經』卷 3 は割り注に「翻光明」とし、『翻梵語』卷 8 は「訳曰等耀」とする。また『根本有部律』「業事」の「七者於平林聚落。現從天下」 (大正 24 p.076 下)、『根本有部百一羯磨』の「八從天下處。在平林聚落」 (大正 24 p.496 上)、『根本薩婆多部律撰』の「八從天下處。在平林聚落」 (大正 24 p.567 中) の「平林」もサンカッサの訳語であると思われる。

(1) 大正には僧伽尸沙とするが、「尸」は「尸」の誤植と解した。

[2] サンカッサは「国」であったのか、「都市」であったのか、それとも「村」程度のものであったのであろうか。そしてもしこれが国ではなく、都市・村であったとするなら、それはどの国に属していたのかということが問題となる。そこで以下にこれを検討する。

[2-1] 「国」とするものには以下がある。

A 文献資料としては、『五分律』「波羅夷 001」 (大正 22 p.002 中)、『四分律』「七百集法毘尼」 (大正 22 p.969 中)、『雑阿含』604 (大正 02 p.169 下) であり、その他の文献としては、『阿育王經』卷 3 (大正 50 140 中)、『翻梵語』卷 8 (大正 54 p.1034 下)、『八大靈塔名号經』 (大正 32 p.773 上) がある。

[2-2] 城とするものには以下がある。

A 文献資料としては、『雑阿含』506 (大正 02 p.134 上)、『雑阿含』604 (大正 02 p.167 下) であり、B 文献資料には『根本有部律』「雜事 (七百結集事)」 (大正 24 p.413 中) がある。なおパーリの B 文献資料では *Jātaka 029 Kaṇha-j.* (vol. I p.193)、*Jātaka 134 Jhānasodhana-j.* (vol. I p.473)、*Jātaka 483 Sarabhamiga-j.* (vol. IV p.263) に ‘*Samkassanagara*’ とされている。

また *Avadānaśataka Speyer* 本 (Bibliotheka Buddhika III) II p.094 には ‘*Saṅkāśye nagare*’ とされている。

[2-3] 上記のようにサンカッサは漢訳文献においては、「国」あるいは「城」とされ、パーリ、サンスクリットでは‘nagara’ とされる。しかし漢訳語の「国」あるいは「城」は、都市ないしは都市国家というようなイメージで使われることが多いということは、【補註8】のヴェーランジャーの項で述べた通りである。しかしながらサンカッサはいかなる「十六大国」資料においてもその中に数えられることはないから、サンカッサはそのような意味の「国」ではなく、「都市」であったと結論してよいであろう。これはパーリ、サンスクリットの‘nagara’からも証明される。

[2-4] サンカッサが「都市」であったとすると、これがどの「国」に属していたのかが問題となる。しかしサンカッサが属していた「国」を示す資料はない。

[3] 以下にはサンカッサと他の都市ないしは国との地理的・経済的関係について調査してみたい。

[3-1] パーリのアッタカターでは、サンカッサと舎衛城との間の距離は30由旬であったとする。

Jātaka 483 *Sarabhamiga-j.* (vol.IV p.265) : (大目健連) 長老は舎衛城から30由旬のところにあるサンカッサの町に (*Sāvattthito tiṃsayojanam Saṃ-kassanagaraṃ*) 全ての人々を一瞬の間 (*ekamuhuttena*) に運んだ。

Dhammapada-A. (vol. III p.224) : 舎衛城からサンカッサの町まで30由旬である (*Sāvattthito ca Saṃkassanagaraṃ tiṃsayojanāni*) 。

1由旬を11.5キロとすると⁽¹⁾ 345キロメートルということになる。地図でその直線距離を測定すると273キロ、現在の道路距離では398キロである。

(1) 「モノグラフ」第6号に掲載した【論文4】「由旬 (*yojana*) の再検証」p.050参照

[3-2] ヴェーランジャーとソーレヤとの関係に言及するものがある。

Vinaya ‘*Pārājika 001*’ (vol.III p.011) : 雨安居を過ごされた世尊は阿難や諸比丘とともにヴェーランジャー・バラモン (*Verañja brāhmaṇa*) の供養を受けてから、ヴェーランジャー (*Verañjā*) から、順次にソーレヤ (*Soreyya*)、サンカッサ、カンナクジャ (*Kaṇṇakujja*) を通って、パーヤーガの渡し場 (*Pāyāgapaṭiṭṭha*) に着き、ガンガーを渡ってバーラーナシー (*Bārāṇasi*) につかれ、そこで随意に住されたのちに、ヴェーサーリー (*Vesāli*) に至り、大林重閣講堂に住された。

『五分律』「波羅夷 001」(大正 22 p.002 中) : 世尊は毘蘭若において雨安居を過ごされたあと、阿難とともに毘蘭若婆羅門に挨拶に行かれた。バラモンは懺悔して、なお1ヶ月留まることを願ったが、世尊はこれを受けられず、ただ翌日の食事を受けられた。そしてバラモンから安居施 (このときはじめて安居施を受けることを許された) を受けてから、僧伽尸国へ向かい、遊行して毘舍離の獼猴河辺・重閣講堂に住された。

Verañjā, *Soreyya* は【補註8】において考察したごとく、サンカッサの東にあった都市であり、サンカッサから西に行くとガンジス河にぶつかり、河にそって南下すると *Kaṇṇakujja* があり、さらに河に沿って下ると *Pāyāgapaṭiṭṭha* に至り、ここでガンジス河を渡って東に行くと *Bārāṇasi* があり、さらに東の *Vesāli* へと続く交易路にあったことがわかる。このうち現在その所在が明確に判明しているのは、サンカッサとカンナクジャとバーラーナシーとヴェーサーリーである。

これによれば、*Verañjā* の項で取り上げたように、スーラセーナ国の首都であったヤムナー河西岸の町マトゥラーを出発してヤムナー河を渡り、東行するとヴェーランジャーに至り、さらに東行するとソーレヤ、さらに東行するとサンカッサに至ったものと考えられる。現在のガンジス河はサンカッサからおおよそ35キロのところであり、このガンジス河の西岸をガンジス河に沿って下ると *Kaṇṇakujja* に至り、さらに下るとコーサンビーに至る。コーサンビーは現在の道路上からいうと、アッラハバードの西南に直線距離で約45キロのところであり、アッラハバードはガンジス河とヤムナー河の合流する地点に位置する。この記述にはコーサンビーが記されていないから、あるいは *Pāyāgapaṭiṭṭha* すなわち「パーヤーガの渡し」は *Kaṇṇakujja* からコーサンビーの町に入る手前にあったのかも知れない。ここでガンジス河を渡って、その北岸に沿って行くとバーラーナシーに至る、というのが先の経路ということになる。

またパーリのアッタカターには、サンカッサと舎衛城の間の距離に言及されているから、サンカッサと舎衛城を結ぶ交易路もあったのであろう。サンカッサのさらに西にあったヤムナー河に近いヴェーランジャーでさえも、舎衛城とは政治的・経済的関係が深かったようであるから、この両者を結ぶ交易路もあって、それがサンカッサをも通っていたであろう。しかしながら少なくとも現時点ではサンカッサ、ないしは *Fatehgarh* からまっすぐに舎衛城に繋がる幹線道路はなく、舎衛城へ行くにはいったん *Sāketa* (現在の *Ayodhya*) を経由しなければならない。当時もそうであったとすると、あるいはサンカッサから東南の方向に行って、現在の *Kannauj*、すなわちパーリ語の *Kaṇṇakujja* のところでガンジス河を渡って現在の *Lucknow* あたりを通り、さらに現在の *Ayodhya* を経由して、舎衛城に達する道路が通じていたのではないであろうか。

[3-3] 現在ではどこかを特定できない地名との関係を述べるものもある。ここにもサンカッサとソーレヤ、カンナクジャの地理的関係が述べられている。

Vinaya 「七百韃度」(vol. II p.298) : ヤサたち長老はレーヴァタ (*Revata*) を味方にしようとした。そのときレーヴァタはソーレヤに住んでいたが、天眼をもってこれを知り、この諍事を避けてはならないと、ソーレヤからサンカッサ (*Samkassa*) に行き、ここからカンナクジャ (*Kaṇṇakujja*) に行った。そのときサンプータ・サーナヴァーシン (*Sambhūta Sānavāsīn*) が住んでいたアホーガンガ山 (*Ahogaṅga pabbata*) にいたヤサたちはソーレヤに行き、レーヴァタがサンカッサに行ったことを知ってサンカッサに行った。しかし

レーヴァタはその間にサンカッサからカンナクツジャへ行き、そこからウドンバラ (Udumbara) へ行き、そこからアッガラプラ (Aggaḷapura) へ行き、そこからサハジャーティ (Sahajāti) へ行った。そこでヤサたちはレーヴァタと会うことができた。

『四分律』「七百集法毘尼」(大正 22 p.969 中) : 伽那子比丘は長老離婆多を味方につければこの非法を滅すことができると考え、その住所の婆呵河邊に行ったが会えず、伽那慰闍国に行っても会えず、阿伽樓羅国に行っても会えなかったが、僧伽睺国で会うことができた。そして十事が非法である(一部合法)ということに賛意を得た。

それから耶舎伽那子比丘は離婆多のすすめにより、彼の同和尚、三浮陀比丘(六十の波羅離子比丘と共に住す)に会うため阿呵恒河山に行った。

以上であるが、ここに記されるウドンバラ (Udumbara)、アッガラプラ (Aggaḷapura)、サハジャーティ (Sahajāti)、婆呵河邊、伽那慰闍国、阿伽樓羅はいずれも特定できない⁽¹⁾。もっとも阿伽樓羅はアッガラプラ (Aggaḷapura) と同一であろう。

(1) 赤沼智善編『印度仏教固有名詞辞典』p.725の「Vaggamudā (河)」の項に、婆呵という語があげられているが、ヴァッジ国にあった河のようであるから、これとは異なるであろう。

[3-4] 後世の文献であるが、『法顕伝』(東洋文庫本 p.059、大正 51 p.589 下)は「マトゥラーから東南に行くこと 18 由旬で僧伽施国に至る」としている。法顕はここで夏坐して、ここから「東南方に 7 由旬進んで、カノウジ城に至った」(東洋文庫本 p.066)としているから、このころは現在の Fatehgarh を経由するのではなく、サンカッサから直接東南にあるカノウジ城に至る道があったのかも知れない。

『西域記』は「毘羅剛拏国から東南に行くこと二百余里で劫比他国に至る」とする(古典大系本 p.158 上、大正 51 p.893 上)。原注に劫比他国は「旧に僧迦舍国という。中印度の境」とするから、これがサンカッサにあたる。そしてこの直前に記されている「毘羅剛拏国」が‘Verañjā’にあたると思われることはヴェーランジャーの項目において述べた。しかし‘Verañjā’では釈尊が夏安居に馬麦を食された因縁があることで有名なところであるが、これについては何ら記さない。ちなみに『西域記』では「聖醯掣咀邏国から南に行くこと二百六、七十里、ガンガー河を渡り、西南して毘羅剛拏国に至る」とする。マトゥラーからヴェーランジャーに行く前に渡る河をガンガーというのであるが、これはヤムナー河のことであろう。

[3-5] サンカッサには言及しないが、『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.048 下以下)には次のような興味ある、きわめて奇妙な記述が見られる。闍底城すなわちヴェーランジャーから人間を遊行して無能敵城へ行かれた釈尊は、彌伽河辺に住され、河を見て説法されてから、河を渡り童長城・象声城・頰伽儂伽城・施宝城・金升城・自来城・都異迦城をへて、室羅伐城に入られたとするのである。

サンスクリット本によれば (p.034 1.20~p.51 1.16)、無能敵城は Ayodhyā、童長城は Kumāravardhana-nagara、象声城は Krauñcāna、頰伽儂伽城は Aṅgadikā、施宝城は Mañivatī、金升城は Suvarṇaprastha、自来城は Sāketa、都異迦城は Toyī-kā に相当するから、Ayodhyā⇒ガンガー⇒Kumāravardhana-nagara⇒Krauñcāna⇒Aṅgadikā⇒Mañivatī⇒Suvarṇaprastha⇒Sāketa⇒Toyīkā⇒室羅伐城という経路ということになる。

そしてその最初のアヨーディヤーの項 (p.034 1.20) では ‘atha bhagavān-dak-ṣinapaṃcāle janapada-cārikāṃ carann-ayodhyām-anuprāptaḥ ayodhyāyām viharati nadyā-gaṅgāyās-tīre」とする。すなわち「南パンチャーラの国土を遊行してアヨーディヤーに至り、アヨーディヤーのガンジス河の河畔に住された」とするのであり、これによるかぎり、アヨーディヤーはガンジス河の西岸にあって、十六大国のうちのパンチャーラ国に属することになる。「南パンチャーラ」というのはその南の部分ということであろう。

そしてこの後ガンジス河を渡って童長城などを通してサーケータに至り、さらに舎衛城に行かれたことになるから、われわれは現時点ではアヨーディヤーとサーケータとは同一の場所と考えているが、これによればアヨーディヤーとサーケータは別の都市であるということになり、しかもアヨーディヤーは現在のアヨーディヤーよりもおそらく 200 キロ以上も離れたガンジス河畔にあったということになる。あるいはここでいわれるガンガーは今のガーガラ河、すなわち昔の Sarayū (Sarabhū) 河をさすとも考えられるが、そうすると「南パンチャーラ」とはいえないから、やはりこれはガンガー河をいうのであろう。

実はこの『根本有部律』の記す位置関係は『西域記』の記述と重なっている。『西域記』ではサンカッサにあたる劫比他国からカンナクツジャに相当する羯若鞠閼国に至る時には、「ここから東南して行くこと二百里足らずで羯若鞠閼国に至る」(中国古典文学体系本 p.160)とするからこれでよいのであるが、ここから「東南へ行くこと百余里で納縛提婆矩羅城に至り」(p.170)とし、次に「ここから東南に行くこと六百余里、殑伽河を渡り南して阿踰陀国に至る」(p.170)とするのである。

もちろん阿踰陀国がアヨーディヤーにあたるであろうが、もしこの記述を元に地図を描くとすれば、唐時代の 1 里は 441m であるとする⁽²⁾、カンナクツジャからおそらくガンジス河にそって東南の方向に 45km ほど行くと納縛提婆矩羅城に至り、そこからさらにガンジス河にそって 270km ほど行ってガンジス河を渡り、その南にアヨーディヤーがあったことになる。カンナクツジャから現在のアッラハバードまでは直線距離で約 300km くらいであるから、玄奘の記述に基づけばアッラハバードのところでガンジス河を渡ったということになるであろう。そしてこの近くにアヨーディヤーがあったことになるのである。これでは現在のアヨーディヤーとは遠く離れている、まったく別の場所という

ことになる。

またこのアッラハバードは昔のコーサンビーがあったところであるが、『西域記』ではアヨーディヤーから東に三百余里行ってガンジス河を渡ったところが阿耶穆法国であり、ここから東南に700余里行ってガンジスを渡り、南して行くと閻牟那河の北に鉢羅耶伽国があり、そこから五百余里離れたところに憍賞彌国があったとしているから、地理的には無茶苦茶なことになるといわなければならない。

要するに『西域記』でいうアヨーディヤーや『根本有部律』でいうアヨーディヤーは現在のアヨーディヤーとは一致しない。われわれは現時点では、原始仏教時代のサーケータは今のアヨーディヤーであるということで処理しているけれども、実は原始仏教聖典に記されるアヨーディヤーはガンジス河のそばにあったとされていて⁽²⁾、この点では『西域記』や『根本有部律』と相応するところがあるのである。

このように『西域記』や『根本有部律』がいうアヨーディヤー、あるいは原始仏教聖典のいうアヨッジャーは現在のアヨーディヤーがある場所とは大きく異なっていて、まさしくさまよえる大都市のような感を与え、まことに不可解である。

(1) 「モノグラフ」第6号 p.027 参照

(2) SN.022-095 (vol.III p.140) は「そのとき釈尊はアヨッジャーのガンガー河の側に住された (ekam samayaṃ bhagavā ayojjhāyaṃ gaṅgāya nadiyā tire)」とする。その対応経である雑阿含 265 (大正02 p.068 中) では「阿毘陀洹河の側」、雑阿含 1174 (大正02 p.314 下) では「阿毘閼恒水の辺」とし、「阿毘陀」「阿毘閼」が‘ayojjhā’の訳語であるかどうかは一抹の危懼が存するが、いずれもガンジス河のほとりとする。また増一阿含 040-007 (大正02 p.741 中) は「阿踰闍江水の辺」とし、この「江」がガンジスを示すかもしれない。しかしガンジスに流れ込む支流のすべてがガンジスと表されるという傾向もあり、必ずしも原始仏教聖典のアヨッジャーがガンジス本流のほとりにあったという認識であったかどうかはわからない。しかし少なくとも、原始仏教聖典にアヨッジャーとサーケータという2つの地名が出て、この2つは同一の場所を示す異名であるという認識でなかったことは確実である。したがって少なくとも原始仏教聖典においては、アヨッジャー＝サーケータにはならないのであるが、現時点では明確な結論が得られないので、取りあえずアヨッジャー＝サーケータとして作業を進めているのである。

[3-6] それはともかくとして、サンカッサが何国に属していたかという問題に戻ろう。別稿において述べたように、ヴェーランジャーがスーラセーナ国に属し、不可解な記述をする『根本有部律』の記事であるけれども、このヴェーランジャーに住した後「南パンチャーラの国土を遊行して、アヨーディヤーに至った」とするなら、その間にあったはずのサンカッサは「南パンチャーラ」ないしは「パンチャーラ」に属していることになるであろう。原始仏教聖典などにはサンカッサを‘Pañcāla’と関連づけて述べるものはないが、『望月仏教大辞典』p.2418 においては、パンチャーラは北部と南部に分かれ、北部の首都はカンピラ、南部の首都はカンニャクツジャとしているから⁽¹⁾、もしこれを信じてよいものとするれば、サンカッサは南パンチャーラ国に属していたと結論づけても不都合はないと思われる。

(1) これが何に基づいたものであるかは不明。Malalasekera の辞典の Kāṇṇakuja の項には、このような趣旨の解説はない。

[4] ついでに三十三天での雨安居伝承その他について、若干の考察を加えておきたい。

[4-1] 上述のように三十三天での雨安居については、パーリの A 文献資料は記さない。漢訳も詳しく記すのは『増一阿含』036-005 (大正02 p.703 中) と『雑阿含』506 (大正02 p.134 上) で、特に『雑阿含』604 (大正02 p.167 下) は、釈尊入滅の後の100年余ないしは200年余もして即位したとされる阿育王に、「此處如來至天上爲母說法。將無量天衆下於人間。王復種種供養及立塔廟」と説明する形をとるものである。これは釈尊の生涯における由緒ある場所を紹介するという内容の経であって、アヴァダーナに分類されてしかるべきものであり、早い成立のものであるとは考えられない⁽¹⁾。

このようにこの伝承は、後になってから漢訳系統の原始仏教聖典において形成されたものと考えられるのであるが、しかしアショーカ石柱がこの地に建てられたのが、この伝承をもとにしてしているものであるとするなら、例えば法顕や玄奘時代まで時代を引き下げることができない。またパールフットやサーンチーの仏塔の塔門の彫刻にもこれを主題とした図柄が見いだされ、しかもパーリのアッタカターが伝える釈尊の雨安居地伝承の中には三十三天が含まれるから、アッタカターはこの伝承を知っていたのであろう。

釈尊の雨安居地伝承にも言えることであるが、アッタカターが制作された時点においては、原始仏教時代には知らなかった北伝系の伝承が、南方でも共有されるようになってきているという奇妙な事実があって、これらがどのように交渉しあったのかという非常に興味深いものがあるが、この伝承もその一つであるということができる。

(1) 以上の他のこれに言及する文献は、「モノグラフ」第3号に掲載した「仏伝諸経典および仏伝関係諸資料のエピソード別出典要覧」のp.178以下を参照されたい。なおここに挙げた他に、『義足経』大正04 p.184下、『撰集百緣経』大正04 p.247上にも見いだされる。

[4-2] またサンカッサの説法は天人がもっとも多く集まった「会」とされる。

『雑阿含』604 (大正02 p.167 下) : 此の時に於て此の会の名を天下処と名づく。

『雑阿含』506 (大正02 p.134 上) : このときの会を天下処という。

[4-3] また *Theragāthā-A.* (vol.I p.225, 106 偈の註) には、Suhemanta 長老が分別のつく年齢に達したとき、サンカッサの町の鹿野苑 (saṃkassa-nagare mi-gadāya) に住しておられた釈尊のところに訪れたとしているから、ここには鹿野苑という園林があったということになる。

[5] 以上をまとめて結論としたい。

Saṅkassa は今の Uttar-pradesh 州にある Saṅkisa に相当する。ここはヤムナー河とガンジス河に挟まれた地域の北東部に位置する。現在は古い崩れかけたストゥーパとその近くにアショーカ王の石柱があるだけの寒村であるが、釈尊

補 註

時代には Mathu-rā からガンジス河を横断して舎衛城に通じる道路と、ここでガンジス河沿いに南下して Kaṇṇakujja を経由して、Kosambī に至る道路の交差する位置にあった都市であったと考えられる。したがって経済的にはコーサラ国あるいはヴァンサ国などと密接な関係があったものと考えられるが、地勢的にはパンチャーラ国に属していた。また Mathurā は Verañjā の項で述べたごとく遠くタキシラとの交易路に繋がっていたから、西北インドとも交渉があったものと考えられる。

『法顕伝』はこの地には千人の僧尼が住んでいて、大小乗を雑えて学び、国は豊かで最楽無比であったとする（大正 51 p.860 上）。また『西域記』は劫比他国の大きさを周囲二千余里、都城を周囲二十余里とし、気候・産物はヴェーランジャーに同じであり、風俗は温和で、人々は学芸を多くたしなみ、伽藍は 4 ヶ所、僧徒は千余人おり、皆小乗の正量部の教えを学んでいる、としている（p.158 下）。ちなみにコーサンビー国は周囲六千余里、都城を周囲三十余里とし（p.178 上）、舎衛城も周囲六千余里とし、都城は荒廃して境界がはっきりしないが、宮城の建物の跡は周囲二十余里とする（p.183 上）。したがってサンカッサはこの 2 国よりは小さいが、法顕、玄奘の時代にはいまだ繁栄していたことが知られる。

（森 章司）